

---

## 住まい手サポーター制度規定

---

### (目的)

第1条 この規程は、住宅を建設（新築・増改築・修繕）、購入あるいは適正に維持管理しようとする者（以下、「住まい手」とする。）に対し、一定の能力と信用を有し、客観的な立場から適切な助言を行う住まいづくりに関わる各分野の専門家（以下、「住まい手サポーター」とする。）を登録し、紹介することにより、住まい手の主体的な住まいづくり、住まい選びを支援することを目的とする。

### (登録機関)

第2条 住まい手サポーターの登録先機関は、愛知ゆとりある住まい推進協議会（以下、「登録機関」とする。）とする。

### (運用会議)

第3条 本事業を円滑に運営するため、「住まい手サポーター運用会議」（以下、「運用会議」とする。）を登録機関内に設け、会議規定は別に定める。

### (住まい手サポーターの活動)

第4条 住まい手サポーターが行う活動内容は次の通りとする。

- (1) 住まい手の要請に応じて、専門分野に関する相談に応じ、住まいづくり、住まい選びを支援する。
- (2) 市町村や登録機関等の住まい手向けの相談活動等へ協力する。

### (登録資格)

第5条 住まい手サポーターは、各専門分野での相応の知識・経験と資格を有し、住まい手サポーター制度の趣旨に賛同し、自発的に活動を行おうとする者でなければならない。

### (登録申請)

第6条 住まい手サポーターの登録の申請は個人の発意によるものであるが、登録機関の正会員である団体（以下、「加盟団体」とする。）の推薦を受けなければならない。

- 2 住まい手サポーターの登録を希望する者は、所定の申請書（別記様式1）に必要事項を記入し、自らが所属する団体へ提出するものとする。

(登録区分)

第7条 住まい手サポーターの登録を希望する者は、主な専門分野として、設計、施工、設備・材料、インテリア、エクステリア、不動産の6区分のいずれか、または複数に登録するものし、専門区分ごとに登録分野と得意分野を選択し、名簿等に記載するものとする（複数可）。

なお、得意分野の「木造住宅耐震改修」については、愛知県地震対策推進協議会が認定した研修会を受けた者とする。

専門区分		登録分野	得意分野（共通）
1	設計	<input type="checkbox"/> 新築・建替（木造） <input type="checkbox"/> 新築・建替（木造以外） <input type="checkbox"/> リフォーム（木造）	<input type="checkbox"/> 高齢者対応 <input type="checkbox"/> 環境に優しい家 <input type="checkbox"/> 省エネルギー <input type="checkbox"/> シックハウス対策 <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震改修
2	施工	<input type="checkbox"/> リフォーム（木造以外） <input type="checkbox"/> マンションリフォーム <input type="checkbox"/> マンション建替	
3	設備・材料	<input type="checkbox"/> 住宅性能表示 <input type="checkbox"/> 防蟻・防腐  <input type="checkbox"/> 冷暖房機器 <input type="checkbox"/> 内装材	
4	インテリア	<input type="checkbox"/> 水回り（台所・トイレ・浴室等） <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 屋根・外壁 <input type="checkbox"/> 防犯設備機器	
5	エクステリア	<input type="checkbox"/> 建具  <input type="checkbox"/> 内装 <input type="checkbox"/> 収納 <input type="checkbox"/> 家具 <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> ファブリック（カーテン・壁紙等）  <input type="checkbox"/> 造園 <input type="checkbox"/> 外構	
6	不動産	<input type="checkbox"/> 不動産売買 <input type="checkbox"/> 賃貸借 <input type="checkbox"/> 不動産一般 <input type="checkbox"/> マンション管理（分譲）	

(加盟団体の推薦)

- 第8条 登録機関の加盟団体は、各団体の責任のもと、申請書を提出した者のうち、住まい手サポーターとしての資質と能力を有すると認めた者を推薦するものとする。
- 2 加盟団体は、住まい手サポーターの登録を希望する者を取りまとめて、本人の申請書に団体推薦書（別記様式2）を添えて、登録機関へ申請するものとする。
  - 3 住まい手サポーターの申請受付は、団体毎に定めた方法によって行うこととする。
  - 4 加盟団体は、住まい手サポーターの活動を支援するものとする。

(登録)

- 第9条 登録機関は、第7条の申請があったときは、申請に基づき住まい手サポーター登録者名簿（以下、「名簿」とする。）に登録する。
- 2 登録機関は、名簿に登録された者に対し、住まい手サポーター登録証（別記様式3）を発行する。
  - 3 住まい手サポーター登録証の有効期限は、登録年度の翌年度から3年度間とし、更新を妨げない。更新登録の場合の有効期間も登録終了年度の翌年度から3年度間とする。
  - 4 住まい手サポーターとして登録する者は、登録証発行費、研修資料代、ステッカー代、登録者名簿代、情報管理費等として5,000円（登録年度の翌年度から3年度分）の登録料を、更新時には3,000円を負担するものとする。なお、一旦納入された登録料は、理由の如何を問わず返却しない。

(講習)

- 第10条 加盟団体及び登録機関は、住まい手サポーターの登録を希望する者に対して、講習会の開催その他の方法により、倫理規定や制度の仕組み等に関する説明を行うものとする。

加盟団体及び登録機関は、研修会の開催等、サポーター活動に有用な情報提供に努めるものとする。

(活動の範囲)

- 第11条 住まい手サポーターとしての活動の範囲は、住まい手からの相談の申込みに対する客観的な立場からの助言までとし、設計者・監理者・工事施工者等への直接指示を行わないものとする。

(損害賠償に対する免責)

第 12 条 住まい手サポーターは、第 11 条の活動の範囲を相談者に対して明確に説明した上で相談に応じることとし、住まい手とその関係者とのトラブルに関しては一切の責任を負わない。

2 住まい手サポーターは責任をもって誠実に活動を行うこととし、自らが行った助言等の内容をめぐって問題が発生した場合、速やかに登録機関に届け出なければならない。

3. 登録機関は、登録された情報または住まい手サポーターが行った活動に関して、相談者や住まい手サポーター及び第三者が損害を被った場合において一切の損害賠償責任を負わない。

(倫理規定)

第 13 条 住まい手サポーターは次の事項を遵守することとする。

(1) 住まい手サポーターとしての良識と品位を保持すること。

(2) 住まい手に対して誠実に助言を行い、常に住まい手の努力と責任による主体的な住まいづくりの支援に努めること。

(3) 住まい手が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報の提供に努めること。

(4) 助言にあたっては公平・中立な立場を厳守すること。

(5) 住まい手サポーターとして活動を行うなかで知り得た個人の情報は、守秘すること。

(6) 相談を申し込んだ住まい手に対して、有料業務への移行を強要しないこと。

(登録の取り消し)

第 14 条 登録機関は、住まい手サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第 13 条の倫理規程の遵守を怠ったとき。

(2) 登録機関が不適格と認めたとき。

(3) 推薦をした加盟団体から推薦の取り消しがあったとき。

(4) 加盟団体を通じて、住まい手サポーター本人から登録の取り消しの申請があったとき。

2 登録機関は、登録を取り消した場合には、別に定める取消通知書によりその住まい手サポーターに通知するものとする。

(助言内容の報告)

- 第 15 条 住まい手サポーターとして助言等を行った場合は、所定の様式（別記様式 4-1）により、その都度内容を登録機関へ報告するものとする。
- 2 市町村及び公的なイベント等で相談活動を行った場合、所定の様式（別記様式 4-2）により相談活動を報告する。
  - 3 登録機関は、定期的に住まい手サポーター活動の状況確認及び情報交流を促し、助言の質の向上に努める。

(報酬規定)

- 第 16 条 住まい手サポーターが応じる相談は、原則として、住まい手の来訪または電話によるものとし、概ね 1 時間以内で、報酬は無償とする。

(連携機関)

- 第 17 条 以下の団体は、住まい手サポーターの活動に必要な場合、連携機関として協力を得るものとする。

【分野】

【団体名】

- (1) 法律、契約：愛知県弁護士会、愛知県司法書士会
- (2) 税 務：名古屋税理士会、東海税理士会

(普及啓発)

- 第 18 条 登録機関は名簿を作成し、ホームページ等で公開するとともに、行政機関窓口等への名簿の設置・公開やポスター・チラシなど様々な手段により制度の県民への周知を図る。

(変更の届出)

- 第 19 条 住まい手サポーターは、名簿の登録内容に変更が生じたときは、所定の登録内容変更届（別記様式 5）により、速やかにその旨を自らが所属する団体を通じて、登録機関へ届出なければならない。
- 2 登録機関は、前項の届出があったときは、名簿を修正するものとする。

(その他)

- 第 20 条 その他上記規定に定めのないもの及び変更については、別途運用会議にて定めるものとする。

附 則

1. この規定は、平成 15 年 9 月 29 日より施行する。
1. この規定は、平成 19 年 9 月 14 日より施行する。